静岡県公安委員会規則第4号

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年3月24日

(1)~(5) (略)

静岡県公安委員会委員長 諏訪部 敏 之

静岡県警察組織規則の一部を改正する規則

静岡県警察組織規則(昭和34年静岡県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

静岡県警察組織規則(昭和34年静岡県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
(情報管理課の所掌事務)	(情報管理課の所掌事務)
第11条 情報管理課においては、次の事務をつ	第11条 情報管理課においては、次の事務をつ
かさどる。	かさどる。
	(1) 電子計算組織による情報の管理に関する
	企画、調整及び開発に関すること。
<u>(1)</u> (略)	<u>(2)</u> (略)
(2) I T資源の利活用による事務の能率化に	
<u>関すること。</u>	
③ 警察庁情報管理システムにおける利用者	
管理等の運用に関すること。	
<u>(4) ・(5)</u> (略)	(3) · (4) (略)
(警務部の分課及び附置機関)	(警務部の分課及び附置機関)
第13条 (略)	第13条 (略)
2・3 (略)	2 · 3 (略)
4 教養課に、術科指導室及び <u>静岡県警察通訳</u>	4 教養課に、術科指導室及び <u>静岡県警察国際</u>
<u>センター</u> (以下 <u>「通訳センター」</u> という。)を	<u>センター</u> (以下 <u>「国際センター」</u> という。)を
附置する。	附置する。
5 (略)	5 (略)
(警務課の所掌事務)	(警務課の所掌事務)
第14条 警務課においては、次の事務をつかさ	第14条 警務課においては、次の事務をつかさ
どる。	どる。
(1)~(9) (略)	(1)~(9) (略)
<u>(10) 本部、警察署間の連絡調整に関するこ</u>	
<u> 논.</u>	
<u>(11) ∼ (13)</u> (昭各)	<u>(10)~(12)</u> (略)
(教養課の所掌事務)	(教養課の所掌事務)
第16条 教養課においては、次の事務をつかさ	第16条 教養課においては、次の事務をつかさ
どる。	どる。

(1)~(5) (略)

- (6) 通訳センターの業務に関すること。
- (7) (略)

(サイバー犯罪対策課の所掌事務)

- **第23条** サイバー犯罪対策課においては、次の 事務をつかさどる。
 - (1) (略)
 - (2) (略)

(運転免許課の所掌事務)

- **第46条** 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) (略)
 - ② 運転免許の再試験の実施に関すること。
 - (3) (略)
 - (4) 取消処分者講習に関すること。
 - ⑤ 運転免許取得時講習に関すること。
 - (6) 初心運転者講習に関すること。
 - (7) 高齢者講習に関すること。
 - (8) 更新時講習に関すること。
 - (9) (10) (略)
 - (11) 運転免許の登録に関すること。
 - (12) 運転免許の照会業務に関すること。
 - (13) (略)

(運転者教育課の所掌事務)

- 第47条 運転者教育課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) 運転免許の行政処分に関すること。

(2)~(6) (略)

- (6) 国際関係事務の企画及び通訳に関すること。
- (7) (略)

(サイバー犯罪対策課の所掌事務)

- **第23条** サイバー犯罪対策課においては、次の 事務をつかさどる。
 - (1) (略)
 - (2) サイバーセキュリティ戦略に関するこ と。
 - (3) (略)

(運転免許課の所掌事務)

- 第46条 運転免許課においては、次の事務をつかさどる。
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) 運転免許に係る講習に関すること(運転 者教育課の所掌に属するものを除く。)。
 - (4) 高齢運転者支援に関すること。

(5) • (6) (略)

- (7) 運転免許の行政処分に関すること(運転者教育課の所掌に属するものを除く。)。
- (8) 運転免許の登録<u>及び照会業務</u>に関すること。
- (9) (略)

(運転者教育課の所掌事務)

- 第47条 運転者教育課においては、次の事務を つかさどる。
 - (1) 運転免許の行政処分に関すること (運転免許課の所掌に属するものを除く。)。
 - (2)~(6) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附則

この規則は、平成29年3月29日から施行する。